

平成 2 9 年 度

国の施策及び予算に関する提案・要望

平成 2 8 年 1 1 月

関 東 地 方 知 事 会

平成28年10月19日に開催した関東地方知事会議において、
別紙のとおり決議しました。

つきましては、決議事項の趣旨を御理解の上、その実現について
御尽力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

平成28年11月

関東地方知事会

会 長	栃 木 県 知 事	福 田 富 一
	東 京 都 知 事	小 池 百合子
	茨 城 県 知 事	橋 本 昌
	群 馬 県 知 事	大 澤 正 明
	埼 玉 県 知 事	上 田 清 司
	千 葉 県 知 事	森 田 健 作
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	山 梨 県 知 事	後 藤 斎
	静 岡 県 知 事	川 勝 平 太
	長 野 県 知 事	阿 部 守 一

目 次

1	地方分権改革の推進について	… 1
2	無電柱化事業の推進について	…15
3	D M O構築による観光地域づくり推進体制の強化に向けた支援の充実について	…16
4	中堅・中小企業等のI o T対応への支援について	…17
5	森林整備等に対する支援について	…19
6	公共施設等の集約化・複合化、転用に係る地方債措置の延長について	…21
7	治安・防犯体制の強化について	…22
8	高齢者の雇用支援策の拡充について	…25
9	少子化対策の充実・強化について	…27
10	熊本地震等を踏まえた災害対策の充実・強化について	…29
11	地方創生に資する中山間地域の活性化に向けた総合的な支援について	…32

1 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、地方自らの判断と責任による自主的・自立的行政運営を促進し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するために不可欠である。

地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、国を挙げた「地方創生」の取組が本格化する中、地方分権改革はその基盤となるものとされており、極めて重要なテーマとして、その着実な推進を図ることが必要である。

政府は、地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、国と地方の協議の場に関する法律や累次にわたる一括法を成立させるとともに、平成26年度から「提案募集方式」を導入するなど地方分権改革を進めている。

しかしながら、これまでの政府の取組は、義務付け・枠付けの見直しに際して「従うべき基準」が多用されてきたことや、国から地方への事務・権限の移譲に関してこれまで地方が移譲を求めてきたものの一部しか実現していないこと、「提案募集方式」による地方からの提案について実現に至らなかったものが相当数あることなど、十分とは言えない状況にある。

政府においては、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるという地方分権改革の原点に立ち、「地方分権改革の総括と展望」において改革の使命とされている「個性を活かし自立した地方をつくる」を実現するために、国から地方への事務・権限の移譲や税源移譲の実現等の更なる改革の具体化に向け、強いリーダーシップのもと、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきである。

内閣府の「月例経済報告」では、景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いているとされている。しかし、住民生活を守り、地方経済を支える地方財政は、三位一体の改革によ

る地方交付税の削減や社会保障関係費等が増加する中であって、消費税率10%への引上げが平成31年10月に再延期されることとなり、引き続き厳しい状況にある。

このため、持続可能で安定的な財政運営ができる地方税財政制度を早急に構築することが不可欠である。

したがって、政府は今後の地方分権改革を推進するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

Ⅰ 真の地方分権型社会の実現

1 事務・権限の移譲

国の役割は外交・安全保障などに特化し、地方でできることは地方に移譲するという観点から、これまでの一括法等によって国から地方へ移譲される事務・権限にとどまらず、地方の意見を十分に踏まえ、これまで地方が強く求めてきたハローワークや中小企業支援に係る事務・権限などの移譲についても、積極的に取り組むこと。

特に、第6次地方分権一括法の成立により導入された「地方版ハローワーク」や地方公共団体が国のハローワークを活用する枠組みなどの新たな雇用対策の仕組みについては、引き続き地方と協議を重ね、実効性ある制度とすること。そのため、十分な人的・財政的支援を行うとともに、国と同等の求人・求職情報を提供すること。また、ハローワークの地方移管については、これで最終決着とせず、全面移管を実現すること。

事務・権限の移譲に当たっては、税財源を一体的に移譲し、新たに担う役割に見合う財源を、全ての地方自治体が確保できるようにすること。なお、税財源の移譲が実現するまでの間は、移譲される事務・権限に係る事業の実施に要する財源総額を、法律に基づく交付金により確実に措置すること。

また、人員の移管を伴う場合には、地方が必要とする人材の確保が可能となるよう、主体的に選考できる仕組みなどについて、地方と十分に協議を行うこと。

2 義務付け・枠付け等の見直し

地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進できるようにするため、「従うべき基準」は真に必要なものに限定すること。

福祉施設に配置する職員の数、居室の面積などの既に設定された「従うべき基準」については、三次にわたる一括法の附則の規定を踏まえ、廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すとともに、今後の見直しに当たっても、地方の裁量を許さない新たな「従うべき基準」の設定は原則行わないこと。

なお、設置基準等が条例に委任される施設等については、地方が独自に基準を策定した場合でも、国庫補助負担金や介護報酬の設定などを通じて、実質的に地方の自由度を損なうことのないよう留意すること。

また、今後の新たな義務付け・枠付けを必要最小限にするため、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において示された、各府省における法案の立案段階での「チェックのための仕組み」を確立すること。

さらに、国が審査請求・再審査請求を受けて行う裁定的関与については、国民の権利利益を迅速かつ公正に救済する仕組みにも配慮した上で、地方分権の視点から見直すこと。

3 「提案募集方式」による改革の推進

地方分権改革を着実に推進するという趣旨で、「提案募集方式」が平成26年度に導入されたが、国は、同方式を導入した後も、こ

れまで地方が強く求めてきた地方分権改革を確実に進めるとともに、国自らが権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等の検討を進め、更なる地方分権改革に主体的に取り組むこと。

昨年度は、地方からの提案のうち、約73%について対応する旨の方針が示されたが、その中には「引き続き検討を進める」とされた提案や提案どおりの対応になっていないものも数多く含まれている。

今年度においては、制度導入の趣旨を踏まえ、具体的な支障事例等を基礎とするだけでなく、住民に身近な行政は地方自治体にできる限り委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視し、多くの提案が実現されるよう政府全体として積極的に取り組むこと。

また、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」については、掲載された全ての事項の進捗状況を適宜確認し、地方と情報共有を図るとともに、第6次地方分権一括法等により措置された事項については、地方が条例制定等の必要な対応を支障なく行えるよう、速やかに政省令を整備すること。

さらに、昨年度までの対応方針のうち、「引き続き検討を進める」とされている提案についても政府全体として適切なフォローアップを行うこと。

なお、提案の対象については、「地方公共団体への事務・権限の移譲」及び「地方に対する規制緩和」に限定されているが、税財源に関することも提案対象とするよう、引き続き見直しを図ること。

4 国による規制改革の推進

地方創生の取組を具現化し、力強い潮流をつくっていくためには、地方分権改革の推進と併せて、地域の実情を考慮した規制改

革を進めていくことが重要である。

国においては、規制改革実施計画の着実な実施を図ることはもちろん、規制改革ホットラインに寄せられた要望の実現に向け積極的に検討するとともに、「地方創生特区」を含む国家戦略特区や構造改革特区において、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むなど、大胆な規制改革を講ずること。

なお、国が検討を進めている地方における規制改革については、これまで着々と進められてきた地方分権改革の成果を否定することのないよう、議論を行うこと。

5 「国と地方の協議の場」の実効性確保

国と地方の協議に当たっては、真に国と地方が対等・協力の関係のもと、協議の対象を幅広く捉え、国は自ら、政策の企画・立案段階から積極的に地方と協議し、地方の意見を十分に反映させること。

また、協議に際しては、事前の検討期間を十分設けるほか、分科会も積極的に活用するなど、実効性のあるものとし、形式的な運用は断じて行わないこと。

6 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法の抜本改正などを行うこと。

II 真の地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

1 分権型社会にふさわしい税財源の充実強化のための抜本的改革

地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とするためには、地方が自由に使える財源の拡充につながる地方税財政制度の抜本的改革が不可欠である。現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、仕事に見合う税源が地方に配分されていない。地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図るため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国からの税源移譲を速やかに進めること。

この場合において、税財源の調整が優先され、税源移譲の推進が偏在是正措置という名目で地方間の水平調整に置き換えられることがないようにすること。

また、平成28年度税制改正において創設された法人事業税交付金については、都道府県が独自に実施している超過課税による税収も交付金の財源とされており、課税自主権の観点から、超過課税による税収については交付金の財源から除くなど、制度開始前に地方の意見を踏まえて対応を検討すべきである。

なお、地方税財源の充実が図られるまでの間にあっても、全ての地方自治体の財政運営に支障が生じないように、地方一般財源総額を安定的に確保すること。

2 地方創生に必要な財源の確保

現在、国において一億総活躍社会の実現に向けた取組が進められているが、少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが活躍できる社会を創り上げていくためには、全国的に高まっている地方創生の大きな流れを更に加速させていくことが不可欠である。

このため、地方創生の実現に向けて地方がその実情に応じた取

組を継続的かつ主体的に進めていくことができるよう、平成27年度から地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。

また、平成28年度に創設された地方創生推進交付金については、地方が使いやすいものとなるよう、地方の意見を十分踏まえながら、より一層要件を緩和するとともに、規模を拡充すること。

加えて、平成28年度第二次補正予算で創設された地方創生拠点整備交付金については、運用に当たり地方の事情を十分配慮するとともに、地方創生の推進に有効であることから、複数年にわたる地域再生計画に基づく拠点づくりなどの施設整備等を実施できるよう、同様の取組を継続すること。

3 社会保障関係費に係る安定財源の確保等

少子高齢化の更なる進行に伴い、社会保障関係費は今後も増大することが見込まれているが、そうした中であっても、国と地方が適切な役割分担の下で互いに協力しながら、社会保障サービスを安定的に提供していかなければならない。

こうした中、消費税及び地方消費税の引上げが平成31年10月に再延期されることとなったが、その間地方が社会保障の充実に向け取り組むための必要な財源は国が確実に措置すること。また、10%への引上げの際には、増収分は全て社会保障の充実・安定化に向けるという原則や、地方が社会保障分野において担っている役割、社会保障分野における地方単独事業の重要性を十分に踏まえ、地方への安定した財源配分を確実に行うこと。なお、軽減税率の導入により、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源を確実に確保すること。

また、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく改革を推進するに当たっては、今後の

大幅な人口減少と少子高齢化を見据え、国民の負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現できるよう、社会保障の機能の充実、給付の重点化、制度運営の効率化に向けた検討を更に進めるとともに、「国と地方の協議の場」等において地方と真摯な議論を行うなど、制度設計に当たっては、企画立案段階から地方の意見を十分に反映させること。

特に、国民健康保険制度の見直しについては、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となるが、将来にわたり持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、引き続き地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。その際には、新たな地方負担を前提とせず、あくまで国の責任において、全ての地方自治体に対して財源を確保すること。

なお、国民健康保険の財政基盤の強化のため、平成27年1月13日社会保障制度改革推進本部決定を踏まえた国と地方の「議論のとりまとめ」に沿った財政支援の拡充等については、消費税及び地方消費税率の引上げの再延期に関わらず、国の責任において確実に行うこと。

4 自動車関連諸税等の見直しへの対応

平成28年度税制改正により、自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割を創設することとされたところであるが、消費税及び地方消費税率の引上げの再延期に伴い、自動車取得税の廃止及び環境性能割の導入も併せて延期されることになった。

今後、自動車取得税を廃止する際には、都道府県はもとより市

町村への影響が大きいことから、自動車取得税がこれまで地方の社会基盤整備などの貴重な安定財源となってきた経緯等を踏まえ、環境性能割で確保できない減収分について地方財政計画において確実に措置するなど、地方自治体に減収が生じることのないようにすること。

なお、平成28年度与党税制改正大綱では、平成29年度税制改正において、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずることとされているが、消費税及び地方消費税率引上げの再延期に併せて延期すべきである。仮に消費税及び地方消費税率の引上げ時に、都道府県の基幹税である自動車税の税率の引下げを議論する場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替税財源の確保を前提とすべきであること。

また、同大綱で森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保については、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討するとされたところであるが、検討に当たっては、地方の意見を取り入れながら、国・都道府県・市町村の役割分担などの課題について十分に整理するとともに、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係を調整した上で、地方の役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

5 地方法人課税の堅持

地方法人課税は、法人が事業活動を通じて地方団体から享受する様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方団体の重要な財源であることから縮減は行わないこと。

また、法人住民税の国税化は、自主財源である地方税を縮小することにほかならず、地方分権の流れに逆行することから、今後の在り方について引き続き議論し、地方分権改革に資する地方法人課税とすること。

6 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保等

平成28年度与党税制改正大綱では、法人事業税の外形標準課税の拡大等による課税ベースの拡大を行うことで財源を確保しつつ、平成27年度に着手した成長志向の法人税改革を更に大胆に推進し、平成30年度には法人実効税率を29.74%とすることとされた。

今後の税率引下げの実施に当たっては、恒久減税には恒久財源を用意するという原則に則り、地方税による代替財源を確実に確保し、地方交付税原資の減収分も含め、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

法人税改革を継続する中で、外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行うこととされているが、地域経済への影響も踏まえて、引き続き、中小法人への負担に配慮し慎重に検討すること。

また、あわせて検討することとされた分割基準のあり方については、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点を踏まえるとともに、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とし財政調整を目的とした見直しは行わないこと。

さらに、法人実効税率の引下げに関連し、地方自治体が自らの課税自主権に基づき実施している超過課税については、地方自治体の判断を尊重すること。

7 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応している。また、その税収の7割が所在市町村に交付金として交付されており、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっても貴重な財源となっている。

以上のような厳しい地方団体の財政状況等を踏まえ、現行制度を堅持すること。

8 課税自主権の拡大

地方自治体の最も基幹的な自主財源である地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等が認められているものの、実際の適用には高いハードルがある。

神奈川県臨時特例企業税条例を違法、無効とした平成25年3月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。

この判決の補足意見では、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたところである。

こうした指摘も踏まえ、真の地方分権型社会の実現に向けて、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本的見直しの検討を進めること。

9 地方交付税の復元・充実及び臨時財政対策債の廃止

地方交付税については、地方固有の財源であることを明確にし、国による義務付けや政策誘導は排除すること。

また、地方が責任を持って地域経済の活性化等の施策を実施するには、基盤となる財源の確保が必要であることに加え、今後社会保障関係費の大幅な増加が見込まれることから、地方財政計画

に地方の行政需要を的確に積み上げ、地方交付税本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額を充実すること。

特に、平成28年度地方財政対策では、歳出特別枠について実質的に前年度水準が確保されたが、地方歳出は、歳出特別枠を含めてもピーク時に比べて減少している。地方は、高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や人口減少・少子化への対応、地域経済活性化・雇用対策に係る歳出を特別枠で実質的に確保してきたこと等を踏まえ、引き続き、実質的に同水準の歳出特別枠を確保し、地方歳出の一方的な削減は行わないこと。

また、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるものを基準財政需要額の算定に反映する取組（トップランナー方式）が導入されたが、国による政策誘導とならないよう、引き続き、条件不利地等、地域の実情に配慮し、交付税の財源保障機能が確保されるようにすること。

なお、地方の積立金が増加していることから地方財政計画の歳出の適正化等を速やかに行うべきとの議論があるが、近年の財政調整基金の増加は、将来の税収変動に備えた財政運営の年度間調整の取組の現れである。また、大規模災害や経済不況による税収減等不測の事態により生ずる財源不足については、歳出削減や基金取崩し等により対応せざるを得ないことを踏まえるべきであり、短期的な積立金の増減による歳出削減の議論は妥当ではない。

さらに、特例的な措置である臨時財政対策債については、地方交付税の法定率の見直しや発行額の抑制により一定の改善が図られてきたものの、制度は継続され地方の財源不足は解消されていないことから、法定率の引上げを含めた抜本的な対策によって解消すべきものであり、速やかに臨時財政対策債制度を廃止すること。

臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

また、廃止までの間、臨時財政対策債発行可能額の算定においては、過度な傾斜配分にならないようにすること。

10 国庫補助負担金の見直し

地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく自主財源である地方税への税源移譲を進めることが重要であることから、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係る国庫補助負担金については、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、地方税財源の拡充に向けた本質的な議論を行うこと。無論、国の負担を地方に付け替えるような一方的な見直しは厳に慎むこと。

なお、各府省の交付金等についても、税源移譲されるまでの間は、地方の自由度拡大や事務手続の簡素化などによる一層の運用改善等を図るとともに、地域経済に悪影響を与えることのないよう、事業の着実な実施のために必要な予算を継続的に確保すること。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2016」において、所管府省庁は、地方の裁量度の高い分野について、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定を求めるとともに、その配分に当たっては、地方自治体ごとの取組状況や達成度合い等に応じてメリハリをつけることとされているが、国庫支出金のうち国庫負担金については、法令に基づいて地方自治体の実施しなければならない事務であって、国が義務的に支出する経費であることから、指標の設定等を行わないこと。また、国庫支出金に係る指標の設定等の検討に当たっては、地方の意見を十分に踏まえること。

また、国が都道府県を介さずに民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

ついては、「空飛ぶ補助金」のうち中小企業支援やまちづくり、里山整備等の地域振興に資するものは、都道府県へ権限・財源を移譲するなど、地方自治体が実施する事業との連携を図り効果を最大限に発揮できる制度とすること。

11 直轄事業負担金制度の改革

直轄事業負担金制度は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課すものであることから、国と地方の役割分担等の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲とあわせ、制度の廃止など抜本的な改革を速やかにかつ確実に進めること。

また、その際には、社会資本整備の着実な実施に配慮した新たな仕組みづくりに向けて、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方と十分に協議をすること。

2 無電柱化事業の推進について

無電柱化は、災害時に電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐとともに電線類の被災を軽減するなど防災機能の強化に寄与する。あわせて、安全で快適な歩行空間の確保や良好な景観の創出を図るためにも重要な事業である。

しかしながら、関東地区の無電柱化率は平均で2％に満たず、最も無電柱化率の高い東京都でも5％弱（平成27年度末）に留まっている。

また、国道などの幹線道路に比べ、歩道幅員が狭い道路や歩道のない道路における無電柱化については、昨年12月、国により低コスト委員会の中間報告が示されたものの、あまり進展していない。

今後、幹線道路の無電柱化を加速させるとともに、面的な無電柱化を推進するため、狹隘な道路における無電柱化も促進する必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 無電柱化を一層推進するため、事業推進に必要な財源の確保を行うこと。
- 2 狹隘な道路も含め無電柱化を促進するため、コスト縮減とコンパクト化を図る無電柱化技術の開発を推進すること。

3 DMO構築による観光地域づくり推進体制の強化に向けた支援の充実について

継続的な訪日旅行プロモーションの実施、ビザの緩和、消費税免税制度の拡充などにより、近年、訪日外国人旅行者数は大幅に増加している。

このような中、観光先進国の実現に向けて、観光の国際競争力を高め、観光を我が国の基幹産業とするためには、「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた日本版DMOの形成が不可欠である。

日本版DMOが観光地域づくりの舵取り役として活動するためには、地域に根ざして長期にわたり観光地域づくりの中核となる人材の育成・確保や戦略の実施に要する安定的かつ継続的な財源が必要であるが、日本版DMOの母体の多くが観光協会等となっており、それらの経営基盤は脆弱なものが多いため、財源の確保について、公的な支援が必要である。

日本版DMOの形成と、継続的な発展を促進するため、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 日本版DMOとしての活動を確立するため、地域の観光産業を支える専門人材及びスタッフ人材の長期的な育成や確保・定着について、財政措置をはじめとする十分な支援を行うこと。
- 2 日本版DMOが策定した戦略に基づき実施する、地域資源の磨き上げや観光客の受入体制の整備等の各種の取組について、各省庁が連携し、財政措置をはじめとする十分な支援を行うこと。

4 中堅・中小企業等のＩｏＴ対応への支援について

少子高齢化・人口減少が進み、国内の需要や労働力の減少が懸念される中で、急速かつダイナミックに進行している「ＩｏＴ（モノのデジタル化・ネットワーク化）」や「ＡＩ（人工知能）」等の技術革新は、地域経済の新たな成長発展の原動力として期待されている。

このようなＩｏＴ等の進展は、モノの情報がデータ化・デジタル化され他のモノと情報通信でつながり、高度な情報処理と判断が可能となるため、中堅・中小企業等の「生産性の向上」のみならず、きめ細かな商品・サービス提供といった「高付加価値化」等に大きく貢献するとともに、新たなビジネスや市場の創出・拡大を牽引していくと見込まれており、その導入・活用が第４次産業革命の鍵を握っている。

一方で、中堅・中小企業等は、ＩｏＴ等の活用が顧客等の秘匿情報の紛失やシステムダウン等による直接損害や社会的信用失墜のリスクにつながることから、情報セキュリティ対策への万全な対応が必要となっている。

そこで、地域経済を支える中堅・中小企業等がＩｏＴ対応の必要性をより一層理解し、急激に進展するＩｏＴ等に適時適切に対応できるよう、ＩｏＴ等の導入や新ビジネスの展開などの「攻めのＩｏＴ活用」と、セキュリティ対策などの「ＩｏＴのリスク対応」の両面から、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 ＩｏＴ等の開発・導入への支援は、企業のＩｏＴ導入の効果や必要性の理解促進及び利用しやすい支援制度の設計や運用を行うとともに、不足するＩＴ人材の確保と育成に向け加速度的に取り組むこと。

- 2 情報セキュリティに関する研修やＩｏＴ専門相談窓口の設置など、地域における情報セキュリティ対策の支援を強化すること。
- 3 上記の支援機能を持つ地域の中核機関として、例えば、都県等が中小企業支援法に基づき指定している中小企業支援センターや（独）情報処理推進機構の出資法人（旧地域ソフト法指定機関）を位置づけるなど、地域ＩｏＴ総合支援機関の制度創設を行うこと。

5 森林整備等に対する支援について

人口減少対策が喫緊の課題となる中、林業の成長産業化は地方創生の重要な柱の一つである。

地域の森林資源を無駄なく循環利用し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ、林業の成長産業化を実現し、山村地域に産業と雇用を生み出していくためには、適正な間伐の実施や伐採後の確実な更新を行い、素材の安定供給を図り、持続的な林業経営が確立されるような森林整備の実施が不可欠である。

具体的には、適正な間伐と森林の活力を維持する主伐・再造林の推進、それを計画的に進めるための施業集約化の取組、A材からC材まで森林資源を無駄なく利用するための仕組みづくりなどを継続して取り組んでいく必要がある。

また、山村地域の過疎化等により所有者及び境界の不明な森林が増加し、管理の行き届かない森林が顕在化する中、多面的機能を発揮する森林を次の世代に健全な姿で引き継いでいくために、森林を適正に管理する仕組みづくりも必要となっている。

そこで、林業の成長産業化の実現に向けた森林整備や森林管理の仕組みの構築等について、地域の実情に応じた取組を進めるため、次の項目について、特段の措置を講じられたい。

- 1 森林吸収源対策や資源を循環利用する森林整備に係る安定的かつ十分な予算を確保すること。

特に、森林環境保全直接支援事業の現在の支援水準を維持すること。

- 2 住宅や公共施設への地域材の活用に対する支援措置を充実させるなど、木材の利用拡大に向けた施策の一層の強化を図ること。

- 3 木質バイオマスとしての需要拡大に伴い、林地残材の利用を促し、低質材の安定供給を実現する支援策を創設すること。
- 4 森林の適正管理のため、所有者不明等により管理の行き届かない森林の施業や管理の集約化の仕組みを構築するとともに、所有者や境界の明確化への支援策を充実させること。

6 公共施設等の集約化・複合化、転用に係る地方債措置の延長について

地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想される。その中であって、地方公共団体は、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっている。

公共施設等の最適な配置を実現するため、平成26年4月に地方公共団体が公共施設等総合管理計画を平成28年度までに策定するよう要請されている。

公共施設等総合管理計画を策定後、地方公共団体は公共施設等の集約化・複合化、転用を具体的に進めることとなるが、住民との情報共有や合意形成などには多くの時間を要することが想定される。

これらのことを勘案すると、平成29年度までの措置とされている、公共施設最適化事業債や地域活性化事業債（転用事業）を期限内に十分に活用することが難しい状況にある。

今後、地方公共団体が公共施設等の集約化・複合化、転用を積極的に推進していくために、次の事項について特段の措置を講じられたい。

公共施設最適化事業債及び地域活性化事業債（転用事業）の措置については、地域の実情を反映した期間の延長を図ること。

7 治安・防犯体制の強化について

安全で安心な日本の治安は、まさに日本の誇りであり、活力ある社会を作り出すための前提であるとともに、都市の競争力を向上させ経済の成長に寄与するなど、社会・経済活動を支える根幹となるものである。

我が国を訪れる外国人数は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えて急速に増加を続けており、同競技大会では、その競技会場のみならず幅広い地域において国内外から来訪者の増加が見込まれる。

近年、諸外国においてテロ事件が多発する中で、国際的な一大イベントである東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に万全を期するためには、我が国の国際テロ対策をより強力に推進する必要がある。また、コンピュータ・ウィルスを使った海外からのサイバー攻撃や不正アクセス等に見られるサイバー犯罪など、新たな脅威への対応も求められている。

そのため、我が国を取り巻く国際情勢への的確な対応を図るとともに、「世界一安全な国、日本」を目指す日本の良好な治安を実感できるような環境を整備する必要がある。

加えて、関東圏における刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、依然として全国10位以内の半数を関東圏が占めている現状がある。とりわけ、児童虐待、ストーカー・DV事案を始めとする人身安全関連事案や社会的問題となっている特殊詐欺など、子どもや女性、高齢者が被害を受ける事件が後を絶たず、治安情勢は極めて厳しい状況にある。

こうした状況から、我が国の発展の基盤となる良好な治安を維持・向上させ、より安全で安心な生活を確保することは極めて重要な課題である。

国においては、治安・防犯体制の強化に向けて、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 国際テロ対策の強化及び訪日外国人への対応

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、警戒警備体制の強化とともに、空港・港湾における水際対策などの国際テロ対策を一層強化すること。

併せて、訪日外国人が急増する中、外国人からの事件・事故の届出や相談等に対して円滑にコミュニケーションを図り、的確に対応するための人的・物的基盤の整備を図ること。

2 サイバー空間の脅威への対応

サイバー犯罪の手口の悪質・巧妙化や、サイバーテロ、サイバーインテリジェンスなどのサイバー空間の脅威に的確に対応するための人的・物的基盤の整備を図るとともに、官民連携による諸対策を積極的に進めること。

3 人身安全関連事案への対応

子どもや女性を対象とする犯罪等の未然防止や、児童虐待、ストーカー・DV事案を始めとする人身安全関連事案に対応するための警察官の更なる増員をすること。

併せて、ストーカー行為及びDVの防止に向けた広報啓発を進めるとともに、市町村におけるDV被害者支援の強化を促進すること。

4 特殊詐欺対策の強化

巧妙に組織化されたグループにより敢行される特殊詐欺に対し、犯行グループ及び犯行拠点の壊滅に向けて警察官の更なる増員を

すること。

併せて、被害を防止するための広報啓発を進めるとともに、官民一体となった効果的な防止策に取り組むこと。

5 各地域における治安課題への対応

犯罪情勢や社会構造の変化に伴い、地域において異なる治安上の課題を抱えている中、それぞれの地域の実情に応じた戦略的かつ柔軟な警察活動を展開するための警察官を増員すること。

8 高齢者の雇用支援策の拡充について

我が国の100歳以上の人口は、増加の一途を辿っており、2050年までには70万人になると見込まれている。

このように、「人生100歳時代」が到来しつつある中で、経済のエンジンを回し地域社会の活力を維持していくためには、働く意欲と能力のある高年齢者が、年齢にかかわらず生涯現役で活躍し続けられるような雇用・就業環境を整えていくことが必要不可欠である。

一方、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業には「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じることが義務付けられており、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は72.5%であるが、70歳以上まで働ける企業となると、20.1%に止まっているのが現状である。

また、平成27年度の65歳以上の新規求職申込件数が約44万人であるのに対し、就職件数は2割に満たない状況であり、高年齢者が働き続けることができる生涯現役社会の実現に向けては、継続雇用と併せて、離職者の新規雇用の促進を図っていく必要がある。

今後は、働き方改革の一環として雇用支援策を拡充し、65歳から69歳までは勿論のこと、70歳以上の雇用についても、企業の自発的な動きが広がるよう、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 65歳超雇用推進助成金（仮称）の充実

平成28年8月2日に閣議決定された「未来への投資を実現する経済対策」の中で、「65歳超雇用推進助成金（仮称）」の創設が明記されたところであるが、特に70歳以上までの定年延長や継続雇用制度を導入する企業にとって、十分なインセンティブとなるような助成金とすること。

2 高年齢者雇用開発特別奨励金の拡充

65歳以上の高年齢離職者の新規雇用促進を目的とした高年齢者雇用開発特別奨励金について、拡充を行うこと。

9 少子化対策の充実・強化について

国立社会保障・人口問題研究所実施の第15回出生動向基本調査（2015年）によると、夫婦が理想とする子どもの数2.32人に対し、実際の子どもの数は1.94人と理想の数を下回っており、その理由としては「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」とした夫婦が56.3%と最も多くなっている。

次世代を担う子ども達が健やかに生まれ育つことができるよう、出産・育児の不安の解消や子育て世代の経済的負担の軽減など、妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援施策等の更なる充実・強化が喫緊の課題となっている。

国においては、国民健康保険の国庫負担減額調整措置について「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、見直しを含め検討し、年末までに結論を得ることとしており、幼児教育（保育）無償化については、段階的に取り組む中で本年度には、年収約360万円未満相当世帯の多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子は半額、第3子以降は無償化を実施するなど、子ども・子育て支援策の充実・強化を図っている。

このような状況において、地方では更に、子ども、ひとり親家庭や重度心身障害児（者）の医療費助成や窓口無料化（現物給付方式）の実施、国制度への上乗せ補助等保育料の軽減措置など、必要な支援策を講じてきているが、大きな財政負担が生じており、このような地方の積極的な取り組みに対しては、国の支援が不可欠である。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 産後支援の強化として行う妊娠・出産包括支援事業において、都道府県と市町村が広域的に連携して宿泊型等の産後ケア事業を行う場合等において、事業実施主体を都道府県にも拡大すること。

- 2 子ども、ひとり親家庭や重度心身障害児（者）への現物給付方式による医療費助成に伴う国民健康保険の国庫負担減額調整措置を早急に廃止するとともに、国の責任においてこれらの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。
- 3 段階的な幼児教育・保育の無償化の実現に向け、第2子以降の保育料の無料化や多子世帯に対する所得要件の緩和等、保育料軽減措置の拡充を図ること。

10 熊本地震等を踏まえた災害対策の充実・強化について

平成28年4月14日、16日に最大震度7を観測した熊本地震においては、犠牲者が100名を超え、生活基盤である住宅の被害が174,000棟を超えるなど、その被害は甚大なものとなっている。

避難者は、発災直後18万人を超え、発生から半年以上経過した現在も多くの方々が避難生活を強いられている。

地方公共団体は、度重なる震災を教訓として、防災・減災対策に取り組んでいるところであるが、この度の平成28年熊本地震を踏まえ、より一層の防災・減災対策を着実に推進していく必要がある。

よって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 建築物等の耐震化の促進等

- (1) 熊本地震の犠牲者の大半は住宅の倒壊によるものであったことから、被害を軽減するためには、住宅の耐震化をより一層推進する必要がある。

住宅の耐震化に係る国の補助制度は、耐震補強工事費に対する定率制を基本としており、また、補助対象者の書類準備の負担等が大きく、有効活用されていないなどの課題がある。

このため、一部の地方公共団体が実施している定額制補助を考慮した利用しやすい制度に改善し、住宅の更なる耐震化を推進すること。

- (2) 熊本地震においては、市町村の災害対策本部となる庁舎が損壊し、災害対応に支障を来す事例が見られたが、こうした事態は回避しなければならない。

このため、緊急防災・減災事業債の対象事業の拡大など、庁舎耐震化の支援制度の拡充を図ること。

- (3) 熊本地震においては、電柱の倒壊や傾斜が多発したが、災

害時に緊急輸送道路等を迅速に啓開するため、国は早期に無電柱化の法整備を進めるなど、無電柱化を推進すること。

2 災害時における物流体制の充実・強化

熊本地震においては、被災した地方公共団体からの具体的な要請を待つことなく、支援物資を調達し、被災地に緊急輸送する「プッシュ型支援」が国主導により行われたが、物資が物資拠点に滞留し、避難所に届くまでに時間を要した。

南海トラフ地震及び首都直下地震においても、国によるプッシュ型の物資支援が計画されているが、発災直後の過酷な状況の中、個々の避難所まで迅速かつ円滑に物資を輸送するためには、国・地方公共団体・民間物流事業者等、関係者間で情報を共有し、効率的な物流を確保する必要がある。

また、避難所に物資がある程度充足し、物資支援がプッシュ型から要請に基づくプル型に移行した際にも、地方公共団体をはじめとする関係者間における情報共有が求められる。

このため、物資の発注から集荷・輸送・到着までの物流に関する情報を、国、地方公共団体及び民間物流事業者等が共有し、連携して物流管理を行う仕組みの構築を国において進めること。

3 避難所運営体制の充実・強化

- (1) 熊本地震においては、避難所運営に係る市町村の負担が過大となり、り災証明書の発行をはじめとする本来の災害対応業務に支障を来すなど、避難所運営における自主防災組織の協力や役割分担が課題となっている。

このため、自主防災組織が自助・共助の機能を発揮し、市町村と適切に役割分担できるよう、避難所運営に係る住民の意識啓発や、自主防災組織の育成に係る財政上の支援措置を

講じること。

また、増加する外国人へ対応するため、ハザードマップや避難経路等の災害情報の多言語による発信や災害時の避難所における通訳の確保等について支援策を講じること。

- (2) 熊本地震においては、市町村による「被災者台帳システム」の活用が、「り災証明書発行業務」の円滑化に寄与したことから、システムの全国的な普及が望まれる。

このため、避難所や車中泊の避難者の名簿作成、り災証明書発行などの被災者支援を容易にし、地方公共団体の区域を越えた広域避難等にも対応できる「被災者台帳システム」の導入のための技術支援とより一層の財政支援を行うこと。

4 災害時における広域応援体制の確立

熊本地震では、国や九州地方知事会を中心に応援体制が迅速に構築されるなど、被災地に対する広域応援が総じて円滑に行われたものの、広域にわたり甚大な被害が想定される南海トラフ地震及び首都直下地震などの大規模災害の場合は、応援体制の構築が遅れるおそれがある。

このため、以下の対策を講じること。

- (1) 国における広域応援の実施に対応する専属組織の設置と被災地への応援の調整・指示の一元化を行うこと。
- (2) 都道府県と市町村が一体となって実施する広域応援体制の確立に向けた支援を行うこと。
- (3) 地方公共団体が行う被災した地方公共団体への災害応援活動に要する費用の全額を国が負担する制度を創設すること。

11 地方創生に資する中山間地域の活性化に向けた総合的な支援について

地方創生の観点から中山間地域の活性化を図るためには、多様な働き方や暮らし方ができる魅力ある地域づくりが喫緊の課題である。

中山間地域では、人口減少や高齢化の進行が顕著なことから、地域を支え合う力が低下し、集落機能の維持が困難になるなど国土の荒廃が進む恐れがある。

こうした現状を打開し、中山間地域に活力を取り戻すためには、生活に必要な機能の効率性を高めつつ、利便性を保つ地域づくりを進め、産業基盤や生活環境の一層の整備を図る必要がある。

現在、市町村が中山間地域の基盤整備に向けた国庫補助事業を活用する場合には、事業を所管する省庁ごとに申請を行う必要があるほか、採択年度にズレが生じるなど、一体的な事業展開に支障を来す懸念がある。

また、中山間地域への移住者の確保定着を進める上で、住宅確保は喫緊の課題である。

ついては、こうした課題を一体的に解決するため、特段の措置を講じられたい。

- 1 中山間地域の基盤整備に向けた国庫補助事業の申請窓口を一本化するとともに、総合的な相談体制を充実すること。
- 2 地方創生拠点整備交付金をはじめとした各種制度による継続的な支援を実施すること。
- 3 空き家や既存住宅の活用など移住者の住宅確保に向けた取組への支援策を充実すること。